

枕崎市公共下水道管路施設情報システム事業 公募型プロポーザル実施要領

1 背景及び目的

本市における下水道事業は、昭和 59 年 3 月に供用開始しており、今後、老朽化に伴う修繕の増加、本格的な改築更新が見込まれている。

本業務は、下水道台帳の電子化を図り、下水道管路施設を一元的に利用・閲覧できる管路施設情報システムを構築し、日常的な管路施設の維持管理業務の効率化、新規整備・維持管理・改築を一体的に捉えて持続的に下水道事業の実現に資する下水道管路施設情報システム構築を行うものである。また、管路施設に関連する情報資源の活用、業務の効率化を図り、地域住民サービスの向上を目指すことを目的とする。

ついでには、本市の公共下水道管路施設情報システム事業を委託するのに最も適した事業者（以下「受託候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザルで募集する。

2 業務の概要

(1) 業務名

枕崎市公共下水道管路施設情報システム事業

(2) 業務内容

別紙「枕崎市公共下水道管路施設情報システム事業 仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるものとする。なお、契約に際しては、業務の詳細について本市及び受託事業者の双方で確認を行う。

(3) 業務の期間

契約日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

(4) 提案上限額

23,100,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格等

(1) 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 参加表明書の提出期限の日において、本市から指名停止措置を受けていないこと。

ウ 法人税、地方税その他租税公課を滞納していないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規程に基づく手続きをしていないこと。

オ 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び枕崎市暴力団排除条例（平成 24 年枕崎市条例第 18 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う団体及び個人でないこと。

カ 鹿児島県内に本社、支社又は営業所を有していること。

キ 過去 10 年（平成 26 年 4 月 1 日以降）以内に地方公共団体等が発注した下水道管路情報管理システム構築業務（ただしクラウド方式、オンプレミス方式は問わない）を元請として遂行した実績を有すること。

ク 管理技術者、照査技術者、担当技術者については、過去 10 年（平成 26 年 4 月 1 日以降）以内に地方公共団体等が発注した下水道管路情報管理システム構築若しくは移行・再構築業務（ただしクラウド方式、オンプレミス方式は問わない）を実施した実績を有する者を配置できること。

ケ 管理技術者、照査技術者については、技術士（総合技術監理部門－上下水道－下水道）、技術士（上下水道部門－下水道）、RCCM（下水道）のいずれか、及び測量士の資格を有する者を配置できること。

コ ISO9001（品質マネジメント）、及びISO55001（アセットマネジメント）の認証を取得しており、プライバシーマーク、若しくはISO27001（情報セキュリティマネジメント）のいずれかの認証も取得していること。

(2) 費用負担

プロポーザル参加に関する必要な経費は、参加者の負担とする。

(3) 複数提案の禁止

提案は一参加者につき、一案のみとする。

(4) 配布資料（本市ホームページからダウンロードすること。）

ア 公募型プロポーザル実施要領

イ 仕様書案

ウ 様式第 1～8 号

4 日程

実施内容	日程	様式
公表（ホームページへの掲載）	令和 6 年 7 月 23 日（火）	
質問書の提出期限	令和 6 年 7 月 30 日（火）まで	様式第 8 号
質問回答（ホームページへの掲載）	令和 6 年 8 月 2 日（金）	
参加表明書等の提出期限	令和 6 年 8 月 7 日（水） 午後 5 時 15 分必着	様式第 1 号～5 号 ほか一式
選定結果通知（第一次審査）	令和 6 年 8 月 13 日（火）	
企画提案書提出届等の提出期限	令和 6 年 8 月 28 日（水） 午後 5 時 15 分必着	様式第 6～7 号、 提案書ほか一式
審査の実施（プレゼンテーション）	令和 6 年 9 月上旬	
特定結果の通知・公表	令和 6 年 9 月上旬	
契約の締結	令和 6 年 9 月中旬	

※「審査の実施（プレゼンテーション）」の日程詳細は、参加表明者に後日連絡する。

5 質問の受付

(1) 質問書の受付

- ア 提出書類：質問書（様式第 8 号）
- イ 提出期限：上記「4 日程」に記載のとおり
- ウ 提出方法：電子メールにより送信し、必ず着信を電話で確認すること。
- エ 提出先：枕崎市水道課施設係
電話：0993-72-1111
E-mail：sisetsu2@city.makurazaki.lg.jp
- オ 回答：文書回答（ホームページへの掲載）

6 参加表明書等の提出

(1) 提出期限：上記の「4 日程」に記載のとおり

(2) 提出方法：持参又は郵送

- ※持参の場合、土日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- ※郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

(3) 提出先：枕崎市水道課施設係

〒898-8501 枕崎市千代田町 27 番地

(4) 提出書類

内 容	部数
①参加表明書（様式第 1 号）	正本 1 部
②会社案内（様式第 2 号）	正本 1 部
③業務実績書（様式第 3 号）	正本 1 部
④実施体制表（様式第 4 号）	正本 1 部
⑤配置予定者調書（様式第 5 号）	正本 1 部
⑥その他書類 ・業務実績等が分かる資料の写し（TECRIS、契約書、設計書等の写し） ・配置予定技術者の資格証等の写し ・配置予定技術者との間に 3 ヶ月以上の雇用関係を証明できる書類（被保険者証等の写し） ・ISO の認証を証明できる書類の写し	正本 1 部

7 第一次審査（書類審査）

(1) 審査は、公募型プロポーザル方式参加申出書等について、別紙「審査基準表」第一次審査における評価基準に基づいて審査し、その評価の高い順に、第二次審査の参加者を 5 社程度選定する。

(2) 第一次審査結果は、令和 6 年 8 月 13 日（火）までに、参加申出書等を提出した全ての事業者に対し、「公募型プロポーザル方式参加資格確認通知書」として文書にて通知する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限：上記の「4 日程」に記載のとおり

(2) 提出方法：持参又は郵送

※持参の場合、土日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

(3) 提出先：枕崎市水道課施設係

〒898-8501 枕崎市千代田町27番地

(4) 提出書類

内 容	部数
①企画提案書提出届（様式第6号）	正本1部
②企画提案書（任意様式、A4縦片面10ページ以内に収めること） ※別紙仕様書に示す4業務内容に関する提案を含むこと。	正本1部 副本10部
③要求機能項目対応表	正本1部 副本10部
④見積書（様式第7号） ※本業務に係る費用	正本1部 副本10部
⑤見積書（任意様式） ※本システムの引渡しの日が属する年度の翌年度から10年間に必要な年次の経費のほか、必要に応じてハードウェアの更新に要する費用を加算した金額、及びその内訳を記載すること。ただし、消費税及び地方消費税相当額を含まないこと。	正本1部 副本10部

(5) 留意事項

ア 企画提案書については、日本工業規格A4判縦置き横書き左綴りで作成し、表紙・目次を除き合計10ページ以内で記載すること。ただし、工程計画表又は業務提案書の文章を補完するためのイメージ図等を作成する場合は、A3判横置を利用して構わないものとし、その場合、A4判縦置2枚として換算する。

イ 文字サイズは10.5ポイント以上、言語は日本語、数字はアラビア数字を使用し、袋とじ、又はファイル綴じにすること。

ウ 企画提案書の内容については、「仕様書」や別紙「審査基準表」「要求機能項目対応表」を参照の上、業務実施方針、業務実施フロー・業務実施工程、システムに係る基本的事項、業務機能、システム運用保守等に関する内容について記載すること。また、提案者が受注することによる本市へのメリット又は独自の取組み、追加提案等があれば記載すること。

エ ④見積書については、仕様書に記載された業務及び追加提案した業務の遂行に必要な全ての作業項目及び経費の総額を記載すること。

オ ⑤見積書については、本システムの引渡しの日が属する年度の翌年度から10年間に必要な年次の経費及びハードウェアの更新に要する費用を見積もるものとし、内訳書にその内訳が分かるように記載すること。

カ 原本と写しの内容は、字体・色等を含めて同一とすること。

キ 参加時に提出した企画提案書の内容に係る修正は認めない。

9 第二次審査（ヒアリング審査）

- (1) 審査は、プレゼンテーションを実施し、別紙「審査基準表」第二次審査における評価基準に基づいて総合的に審査し、契約の相手方となる受託候補者を特定する。
- (2) プレゼンテーションは、一参加者につき業務提案説明時間を30分程度、質疑応答時間を15分程度とし、準備・片付けに係る時間を含めて50分以内とする。
- (3) 第二次審査結果は、令和6年9月上旬（予定）までに、第二次審査に参加した全ての事業者に対し、「プロポーザル方式最優秀提案者選定結果通知書」として文書にて通知する。
- (4) 審査項目及び配点は、別紙「審査基準表」に記載のとおり。

10 契約締結

受託候補者の決定後、提案内容に基づき契約条件等について受託候補者と協議の上、契約を締結するものとする。

なお、受託候補者と協議が整わない場合や受託候補者が失格要件に該当した場合には、市は受託候補者との協議を打ち切り、次点者と交渉するものとする。

11 失格要件

次の事項に該当していることが判明した場合、その参加者を失格とする。なお、審査項目のいずれかにおいて著しく「不適」と判断された提案は、評点の如何にかかわらず失格とする場合がある。

- (1) 提出期限までに必要書類の提出がなかったもの。
- (2) 提出書類に不備、又は虚偽の記載があったもの。
- (3) 見積書の金額が、提案上限額を超過したもの。
- (4) 提出された書類の提出期限後に見積書の金額訂正を行ったもの。
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合。
- (6) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至ったもの。
- (7) その他、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合。

12 その他

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本市がこのプロポーザル審査その他本業務実施のために必要な範囲で、企画提案書を無償で複製し、使用することができるものとする。
- (3) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 審査結果について、異議申し立ては一切受け付けない。
- (5) このプロポーザルは、受託候補者の選定を目的とするものであり、契約内容について

必ずしも提案内容に沿うものではない。

(6) 参加者が1者の場合も、審査の結果、評価基準に基づく得点が6割以上であれば、受託候補者とする。

(7) 受託候補者が選定以後に、失格事項に該当すると認められた場合、本市と受託候補者による本業務締結交渉が不調となった場合又は、都合により辞退した場合は、次点者と契約交渉を行う。

13 担当窓口

〒898-8501 枕崎市千代田町27番地

枕崎市水道課施設係

電話：0993-72-1111

E-mail：sisetsu2@city.makurazaki.lg.jp（水道課施設係共用）